

瀬戸市福祉事務所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 9 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 22 号

瀬戸市福祉事務所条例の一部を改正する条例

瀬戸市福祉事務所条例（昭和 47 年瀬戸市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(所掌事務) 第 3 条 瀬戸市福祉事務所は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u> （平成 6 年法律第 30 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）及び <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> （昭和 39 年法律第 129 号）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のほか、社会福祉に関する事務のうち市長が必要と認める事務をつかさどる。	(所掌事務) 第 3 条 瀬戸市福祉事務所は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u> （平成 6 年法律第 30 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）及び <u>母子及び寡婦福祉法</u> （昭和 39 年法律第 129 号）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のほか、社会福祉に関する事務のうち市長が必要と認める事務をつかさどる。

附 則

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。